

令和5年3月29日

保護者 様

鴻巣市立鴻巣北小学校
校 長 藤村 郁夫

鴻巣市立小・中学校における新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力くださり、誠にありがとうございます。
この度、「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し」を受けて、本校としましては、下記のと通りの対応といたします。

記

1 マスクの着用について

- (1) 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- (2) 登下校時に混雑したスクールバス等を利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合などはマスク着用を推奨します。
- (3) 感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることはいたしません。
- (4) 児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。
- (5) 感染リスクが比較的高い学習活動の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じることがあります。
- (6) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。

2 その他

- (1) 引き続き効果的な換気を実施します。
- (2) 食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意します。また、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしないことにより、「黙食」は行いません（向かい合わせにする場合には、対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じます）。
- (3) 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、児童生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられますが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断を尊重し、着脱を強いることはありません。

保護者の皆様におかれましては、引き続き児童生徒の健康管理にご留意いただくとともに、感染拡大防止の徹底についてご理解ご協力をお願いいたします。